

いたばし 自然・いきもののさがし 報告用紙

調査・報告期間：令和2年9月1日～令和3年1月31日

◆あてはまるところを○でかこんでください
10歳未満 / 10代 / 20代 / 30代 /
40代 / 50代 / 60代 / 70代以上

◆どちらかを○でかこんでください
調査結果をまとめたニュースレターの送付（3月発行予定）
希望する / 希望しない

	みつけた 月日	みつけた場所	観察した 人数	いきものの名前	観察したこと (数、何をしていたかなど)	写真 ※あれば ○
例	9/10	赤塚溜池公園 ※具体的な場所名または丁目までの住所を書いてください	2	シオカラトンボ	2匹で池の周りを飛んでいた。	○
1	/					
2	/					
3	/					
4	/					
5	/					
6	/					
7	/					
8	/					
9	/					
10	/					
11	/					
12	/					

◆報告用紙の送り方

- ①Eメール（一度に5MBまで）
- ②郵送
- ③持参（平日 9:00～17:00）

【送り先・問合せ】 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
板橋区 環境政策課 自然環境保全係（区役所7階⑫窓口）
Eメール：s-ikimono@city.itabashi.tokyo.jp
電話：03-3579-2593

令和元年5月24日付け自然・いきもののさがし（区民参加型いきもの情報共有事業）規約に同意し、了承のうえ、本調査用紙（ある場合は写真）を送付いたします。

お名前		Eメール	
お電話		ご住所	〒

※写真送付の際は、連絡先をご記入ください。連絡先が不明の場合、送付いただいた写真等は本事業で使用できません。

※未成年の方がお送りになった場合は、法定代理人（例えば親権者）の方にご連絡することがあります。

自然・いきものさがし（区民参加型いきもの情報共有事業）規約

令和元年5月24日

板橋区資源環境部環境政策課自然環境保全係が実施する「自然・いきものさがし（区民参加型いきもの情報共有事業）」に調査用紙や写真等を送付される方は、以下をよくお読みいただき、同意のうえ、送付ください。

※板橋区資源環境部環境政策課自然環境保全係を以下「当係」といいます。

※自然・いきものさがし（区民参加型いきもの情報共有事業）を以下「本事業」といいます。

※いたばし 自然・いきものさがし調査用紙を本規約にて「調査用紙」といいます。

- 1 当係Eメールアドレスに調査用紙又は写真（画像データを含みます。）をお送り（メール、郵送、FAX手渡し等、手段を問いません。）いただいた時点で、本規約にご同意なされたものとみなします。
- 2 18歳未満の方は法定代理人（例えば親権者）の同意を得た上で、調査用紙の「お名前」欄に、送付者のお名前とともに、法定代理人の方のお名前を記載して送付してください（例：送付者が山田一郎さんで親権者が山田父郎さんの場合は、「山田一郎法定代理人山田父郎」）。18歳未満の方が送付された場合は、保護者の同意を得た事実を当係に対して表明し、保証なされた上で送付されたものとみなします。
- 3 送付する写真は、ご本人が撮影し、かつご本人のみが著作権を有する写真に限ります。送付の点数制限はありません。
- 4 送付する写真に人物が写っている場合には、送付前に、当該人物の許諾を得てください。
- 5 写真の加工については、トリミング、ホワイトバランスの補正、解像度の変更は可能ですが、画像の合成、色調の変更などはご遠慮ください。
- 6 送付いただいた写真については、著作権は送付者に帰属するものの、当係（当係が適切と考える、当係以外の者を含みます。）のウェブサイト及び刊行物等、当係が必要と判断した公開方法、媒体、期間及び地域において、無償で利用させていただく場合がございますので、あらかじめご了承のうえご送付されたものとします。また、その場合には、送付者は、著作者人格権を一切行使せず、例えば、タイトルや作者名の表示、画像の編集（回転、テキストやフレームの挿入、ノイズ除去、トリミング・色調補正の実施の有無や方法等を当然に含み、これらに限定されません。）については、当係が自由に実施できるものとします。
- 7 次のいずれかに該当する場合には、本事業に使用いたしません。
 - ① 一般の方が立入禁止（その旨の明示がなくても、フェンス等が設けられているものを含みます。）となっており、送付者が当該場所の管理権者による立入の許可を得ないで撮影したもの。
 - ② 第三者の知的財産権（著作権、商標権を当然に含むが、これに限定されません。）や肖像権を侵害するもの、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体が利益を受ける可能性があるもの、他人を誹謗中傷するもの。
- 8 第三者から本事業の送付写真について権利侵害・損害賠償などの苦情・異議申し立てがあった場合、当係一切の責任を負わず、送付者が費用の負担を含め、あらゆる対処を実施するものとします。
- 9 送付者から提供いただいた個人情報は、ニューズペーパーの発送等本事業に関するもののみに利用し、第三者に開示・提供することはありません。
- 10 送付された写真の使用不使用に関するお問い合わせ（例えば、区の出版物へある写真を掲載したことや、しなかったことに関するお問い合わせ）には、お答えできません。